

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、かつ継続して働きやすい環境を作り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

2 内容

目標1 男性の育児休業取得率を15%以上とする

対 策 出生時育児休業や子の看護等休暇制度の周知、理解を図るため希望者への個別説明や全職員向けの説明を実施する

目標2 常勤職員一人あたりの各月ごとの所定時間外労働を20時間未満とする

対 策 所定時間外労働の原因を検証し改善や業務効率化に向けた取組みを進める